

令和6年9月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和6年9月27日（金）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時15分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主査

7 議題等

第17号議案 農用地利用計画の変更について

第18号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項14 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

会長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより9月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声】</p>
会長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、松原昭平委員、水野郁代委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第17号議案「農用地利用計画の変更について」が1件、第18号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、でございますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは早速ですが、第17号議案「農用地利用計画の変更について」</p>

	て」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	<p>それでは、第17号議案「農用地利用計画の変更について」説明します。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>第17号議案の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
枠原圭子 委員	<p>9月19日、荒谷弘美委員と現地を調査しました。</p> <p>申出地は中央通りの西の野町5の交差点を東に約100メートル進み、県道を北に約30メートルのところに位置しており、南角の台形の210平方メートルの田となっています。</p> <p>申出地周辺は市街化区域に隣接しており、宅地化がかなり進んだ地域になっています。隣接地について東側は約5~6メートルの市道、南西側は田、北側はビニールハウス、駐車場、資材置場となっています。</p> <p>申出の理由は、事業を拡大し始め、隣接地の事業用の駐車場及び資材置場の確保が急務になってきたためです。</p> <p>申出地の所有者からは転用の承諾を得ています。また、転用による周辺農地への影響もありません。</p> <p>除外にあたっては6項目の要件を全て満たす必要がありますが、それらを全て満たしていると思われます。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第17号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会長	質問もないようですので、採決に移ります。第17号議案について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委員	【挙手全員】

会長	<p>挙手全員により、第17号議案について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、第18号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第18号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>第18号議案の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。</p>
会長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
飯沼勝則 委員	<p>9月22日、松原昭平委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は中央通りを南進し、国道363号線晴丘交差点を横切り、新池交流館交差点を左折して右カーブに沿って約200メートル進んだところを右折し、約50メートル進んだところに位置しています。</p> <p>周辺状況は市街化調整区域で住宅と農地が混在していますが、特に申請地周辺は農地になっています。</p> <p>申請目的は、譲渡人の父親と譲受人の夫は継続して農作業をすることを確約し売買契約を結んだものの、所有権移転をしていませんでした。</p> <p>現在は売買を行った両人も故人となっており、譲渡人と譲受人は所有権移転に農地法の許可申請が必要であることを知り、申請に至りました。</p> <p>周辺の影響は、現在申請地はネギ、オクラ、モロヘイヤ、キャベツ、落花生、さつまいも等が栽培され、農地として管理されており、現状のまま継続することですので、周辺に悪影響を及ぼすことは考えられません。</p> <p>全部効率利用要件としては、機械については耕運機1台とのことです が、この面積であれば十分かと思います。また、労働力については、主たる従事者は3名でそのうち1名は農業歴が35年であり、年間の農作業日数の要件も満たしています。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第18号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>

森下幸夫 委 員	現地を確認しましたが、申請地の境界が分かりづらいと思いました。
飯沼勝則 委 員	公図で判断しました。
森下幸夫 委 員	愛知用水が来ていない土地と思われるため、水の確保が大変だと思いました。
飯沼勝則 委 員	大変かと思いますが、既に多くの種類の作物を栽培しているため、問題はないと考えられます。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第18号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第18号議案については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明をします。 この議案は、農地法第5条の規定による許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。第19号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
荒谷弘美 委 員	9月17日、松原圭子委員と現地を調査しました。 本議案は本年6月に農地利用計画の変更として審議いただいた内容です。 申請地は稲葉町三丁目地内にあり、中央通りを南下し、宮下橋北交差点の手前を右折し200メートルほど進んだところに位置しています。 今回の申請の目的は子供の分家住宅で、申請地のすぐ北には両親の住宅、南東には兄夫婦宅があり、今回の申請地は南西の一角を予定しています。 現在申請者は3人家族で両親と同居し、5人で生活していますが、子供の成長と共に現在の住居が手狭になってきており、住宅を新築したい

	<p>と考えていましたが、所有する土地がなく、両親に相談したところ、母が所有する土地に分家住宅を建築することとなりました。</p> <p>土地の選定については、親の保有する他の土地も考えましたが、優良農作地であり、今後も耕作を継続したいとの両親の意向もあり、将来親の介護や成長する子供のことを総合的に考え、本件土地が最適と判断したことです。</p> <p>現地確認時は、以前確認した際にあった大木が伐採され、見通しがよくなっていました。</p> <p>周辺の影響については、敷地内には雨水樹 6 か所を設置し、雨水は敷地の周りの既存の道路側溝に流れます。また、建築予定地の北側、敷地内に合併浄化槽を設置し、生活排水はそこを経由し、西側既存の道路側溝に排水する予定であり、周辺農地や住宅には影響はないものと考えます。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第 19 号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会長	質問もないようですので、採決に移ります。第 19 号議案について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委員	【挙手全員】
会長	挙手全員により、第 19 号議案については賛成することに決定しました。
会長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項 14 「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、報告事項 14 「農地法第 4 条及び第 5 条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1 としまして、農地法第 4 条による届出が、1 件で 198 平方メートル、概要は、西大道町地内で一般個人住宅 1 件です。</p> <p>2 としまして、農地法第 5 条による届出が、3 件で 1,044 平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで一般個人住宅 1 件、露天資材置場 1 件、その他サービス 1 件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>

会長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。
会長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は10月28日(月)午後3時から講堂1にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。